

## TOKUSHIMA STARTUPS PLATFORM 会員規約

### 第1条 (名称)

本会員組織の名称は、「TOKUSHIMA STARTUPS PLATFORM (とくしま・スタートアップ・プラットフォーム)」と称する。

### 第2条 (目的)

本会は、徳島県内における多くの起業家の輩出、創業の促進、イノベーションの創出に寄与することを目的とする。

### 第3条 (会員)

会員は、第2条の目的に賛同する次の各号に定める者とする。

- ① 起業を志す者
- ② 新たな事業展開を目指す個人事業主、企業・教育機関などに所属する個人または法人

### 第4条 (事務局)

本会の事務を行うため、公益財団法人とくしま産業振興機構（以下「機構」という。）に事務局を設置する。

### 第5条 (提供するサービス)

本会は第2条の目的を達成するため、会員に、次に掲げるサービスを提供する。

- ① WEB、E-mail、SNS 等による各種情報提供。
  - ② 起業セミナー等の開催。
  - ③ 創業全般の相談、各種創業支援施策の紹介。
  - ④ 新たなビジネスの創造に向けたパートナー探索・チーム組成、会員同士の交流を促進するためサポート。
  - ⑤ ビジネスアイデアの考案段階から創業・成長・発展までの助言支援。
  - ⑥ 創業時の資金調達、人材確保など経営資源の獲得に向けたマッチング支援
  - ⑦ その他、本会の目的を達成するために必要な活動のサポート。
- 2 機構は、会員の事前の承諾を得ることなく、会員サービスの内容を変更することができる。

### 第6条 (入会)

本会に入会しようとする者（以下「申込者」という。）は、事務局が指定するオンライン上の様式において、本規約および個別に定める「TOKUSHIMA STARTUPS PLATFORM 個人情報保護方針」の内容に同意したうえで申込みものとする。

### 第7条 (資格)

申込者は、前条による入会を認められ、事務局より通知を受けた日をもって各会員としての資格を有するものとする。

### 第8条 (会員の義務)

- ① 会員は、本会で得た秘密情報を第三者に提供してはならない。
- ② 会員は、第2条の目的に鑑み、積極的に本会の活動に参加するものとする。
- ③ 本会における活動によって、知的財産等が生ずる可能性があるときは、それらの帰属については、当事者間であらかじめ書面をもって明確にすることとする。
- ④ 会員は、会員登録の内容に変更が生じた場合、速やかに変更事項を事務局に提出しなければならない。
- ⑤ 会員は、事務局の実施する成果ヒアリング等に協力しなければならない。

### 第9条 (退会)

会員は事務局に申請することで、任意に退会することができる。

### 第10条 (参加費用)

本会への入会費用は無料とする。また、活動費は原則無料とする。

また、イベント・セミナー等においては一部参加料（実費相当分）を徴収する有料催事も含まれる。

### 第11条 (禁止事項)

会員は、本会活動を利用して以下の行為を行ってはならない。

- ① 他の会員もしくはその他の第三者の権利・利益を侵害する行為。
- ② 他の会員もしくはその他の第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- ③ 本規約、使用規約等、公序良俗、法令もしくは刑罰法規に違反し、または事務局が不適切と判断する行為。

#### 第12条 (会員の資格喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当すると事務局が判断し会員に通知した場合には、会員はその資格を喪失する。

- ①本規約に違反した場合。
  - ②本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合。
  - ③事務局から連絡を取ることができない等、会員継続の意思がないと認められる場合。
  - ④法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - ⑤役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を凶る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - ⑥役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - ⑦役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - ⑧その他除名すべき正当な事由があると事務局が判断するとき。
- 2 資格を喪失した者は、資格喪失後1年以内に本会の会員情報を用い、本会与競合する活動をしてはならない。

#### 第13条 (免責事項)

本会への参加に伴う会員同士の商談・取引・契約等について、事務局は何ら保証等をするものではなく、これら及びこれらに基づいて生じたいかなるトラブル・損害についても、事務局は一切の責任を負わない。

#### 第14条 (会員サービスの終了)

事務局は、社会情勢の変化等に鑑み、会員サービスを終了することができる。

- 2 事務局は、サービス提供終了の際、終了に伴う責任を免れるものとする。

#### 第15条 (規約の変更)

事務局は必要に応じ、本規約を変更できるものとする。

#### 附 則

この規約は、令和2年 5月15日から施行する。